

# 情報提供

那医発第 269 号  
令和 6 年 9 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
担当理事 上間 一  
担当理事 安里 千文



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「介護関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。  
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

記

冲医発第 851 号 F  
令和 6 年 9 月 19 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会長 田名 毅



## 介護関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の件について、日本医師会より通知がありましたので、本通知を以って  
お知らせすると共に、概略を以下に説明申し上げます。

- ① については、第 8 次医療計画に基づき、各都道府県が進める在宅医療の拠点整備や運用を支援するため、都道府県や医療機関等からの相談を受け付ける窓口が設置されたことを周知するものです。
- ② については、厚生労働省から発出された「老人福祉施設に係る指導監査について」の一部改正について(通知)(令和 6 年 7 月 4 日老発第 0704 第 8 号)、「介護保険施設等運営指導マニュアル(通知)」の一部改正について(令和 6 年 7 月 4 日老発第 0704 第 7 号)について、通知に一部誤りがあったため、訂正をお知らせするものです。
- ③ については、科学的介護のさらなる推進に向けて、介護施設・事業所の従事者や自治体職員を対象に研修会を開催することについて周知するものです。
- ④ については、福祉用具の選定の判断基準が見直されたことによる通知です。新基準では、新たな福祉用具や軽度者の利用、多職種連携が強調され、医師やリハビリ専門職等の意見確認が必要とされております。
- ⑤ については、介護サービス事業者の経営情報の報告制度が令和 6 年 4 月から施行され、事業者は毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に報告を行う必要があることから、システムの運用マニュアルが本年秋頃に発出され、令和 7 年 1 月以降に報告が開始されることをお知らせするものです。
- ⑥ については、地域支援事業実施要綱等の改正に伴う通知です。主な改正点として、総合事業の継続利用要介護者のサービス利用の弾力化や、介護予防ケアマネジメントの業務範囲の明確化などが含まれております。また、自治体向けに「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」が作成された旨をお知らせする内容となっております。
- ⑦ については、若年性認知症の方に対して、介護サービス事業所が社会参加型の活動を行う際の指針について再度周知するものです。

なお、下記当該文書にかかる関係資料については、沖縄県医師会文書映像データ管理システムにてご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

No	文書番号	発送月日	文書名
①	798号	R6.8.1	令和6年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」における在宅医療の体制整備に関する相談窓口の設置について
②	807号	R6.8.5	「老人福祉施設に係る指導監査について」等の正誤について
③	867号	R6.8.9	科学的介護情報システム（LIFE）研修会の周知について
④	869号	R6.8.9	介護保険における福祉用具の選定の判断基準について
⑤	870号	R6.8.9	介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度について
⑥	872号	R6.8.9	令和6年度地域支援事業実施要綱等の改正点について、「市町村向け介護予防ケアマネジメントを効果的に推進するための手引き」について（周知）
⑦	873号	R6.8.13	若年性認知症の方を中心とした介護サービス事業所における地域での社会参加活動の実施について（再周知）（情報提供）

沖縄県医師会 崎原  
TEL: 098-888-0087  
FAX: 098-888-0089  
shomu@ml.okinawa.med.or.jp